

広島県告示第五百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地	
		土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
二 八三一〇〇	一 八三一〇〇	の自然現象の発生原因となる土砂災害	
崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	表 区 域 示 の	
次の図のとおり	次の図のとおり		
二 八三一〇〇	一 八三一〇〇	区域の名称	
崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	の自然現象の発生原因となる土砂災害	
次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に砂土第表示 め第へ関防に砂土第表示 る八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。